女性・平和・安全保障に関する行動計画(骨子案:第2稿)

平成25年10月18日

序文

骨子案	意見	備考
1. 安保理決議第1325 号の採択		
(1) 2000 年 10 月 31 日,国連安保理は、紛争下の女性をめぐる課題に焦点を当てた初めての決議である安保理決議第 1325 号を全会一致で採択。		
(2) その後も,決議 1325 を補完する形で 2008 年に決議 1820, 2009 年に決議 1888 及び 1889, 2010 年に決議 1960, 2013 年に安保理決議 2106 を採択。さらに安保理 議長声明,国連事務総長報告等によって決議 1325 の具体化及び実効性の確保を図 る。		
(3) これら一連の決議等によって、決議 1325 に基づき各国が取り組むべき課題として、①紛争予防・平和構築・復興等のプロセスへの女性の参加、②紛争下のジェンダーに基づく暴力及び紛争そのものの予防、③紛争下においてジェンダーに基づく暴力を受けた女性の保護、④救援と復興におけるジェンダーへの配慮の4つの柱が明確化。		

骨子案	意見	備考
2. 日本のこれまでの取組 (1) 既に決議 1325 の要請を様々な形で実行。人間一人ひとりに着目し、生存、生活、尊厳に対する脅威から人々を守り、能力強化を通じて個人の可能性を開花させ、個人の自立と持続可能な社会を実現するという「人間の安全保障」をその外交の指導理念とし、この理念の下、女性を含む個人に焦点を当てた支援を数多く実施。 (2) ODA 大綱や ODA 中期政策において「平和の構築」を重点課題と位置づけ、ODA 実施において紛争予防や紛争下の人道支援、紛争後の復興支援などに重点的に取り		
組んできた。中期政策では、平和構築分野の ODA 実施において、女性など紛争により特に深刻な影響を受ける人々を速やかに保護することも掲げている。 (3) 2005 年に「ジェンダーと開発 (GAD) イニシアティブ」を発表。 ODA のあらゆる段階にジェンダーの視点を盛り込み、ジェンダー平等と女性の地位向上に向けた支援を強化することを表明。具体的には、紛争や災害下の緊急人道支援実施において女性を保護しそのニーズに配慮したプロジェクトへの拠出を行い、紛争後の復旧・復興支援において女性の社会進出を促進するためのプロジェクトを数多く実施するなど、決議 1325 の具体化に寄与する多くの実績を積み上げてきている。		
(4) ODA のみならず、国連 PKO 等にも積極的に参加し、平和維持や平和構築の現場における人的貢献を実施。自衛隊員など国連 PKO 等に参加する要員への派遣前教育や研修ではジェンダー配慮や性的暴力などに関する教育を実施。我が国及び他国の PKO 等の要員や平和構築分野で活躍できる文民専門家等の育成・訓練において、ジェンダーや性的暴力等に関する講義を取り入れるなどの取組を行い、人材の育成・能力強化を推進。		

(5) 2013 年 9 月,安倍総理は,国連総会一般討論演説において,日本国内において	
成長の最大の潜在力として「女性の力」を活用していくと同時に,「女性の輝く社	
会」の構築は、世界に大きな活力をもたらすとの考えの下、国際社会との協力や途	
上国支援を強化していくことを表明。①女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強	
化、②国際保健外交戦略の推進の一環としての女性の保健医療分野の取組強化、③	
平和と安全保障の分野における女性の参画と保護、の3つの柱を立て取組を強化	
し,今後3年間で30億ドルを超す ODA を実施することを発表。3番目の柱は,ま	
さに、本行動計画が対象としている分野。	

骨子案	意見	備考
3. 行動計画に関する基本的考え方		
(1) 本行動計画は、既存の日本政府の政策や取組を、紛争とジェンダーの観点から		
捉え直し、更には今後実施すべき取組を明確化することで、既存の政策や取組を補		
強する意義を有する。計画の実施は、ODA 大綱や ODA 中期政策、国際平和協力法な		
ど関連の法令及び政策,更には女子差別撤廃条約や「北京宣言及び行動綱領」とい		
った関連する条約・国際規範と整合的な形で行われるべき。		
(2) また、本行動計画の策定・実施は、日本の平和国家としての歩みを反映するも		
のであると同時に、国際協調主義に基づくもの。		
(3) 女性の権利の保護は、多くの国内府省庁が関係するのは勿論のこと、NGO、国連		
機関、地方自治体など多くの非政府関係者との協力があって初めて達成可能。本行		
動計画の策定に当たっては、国内外の市民団体や NGO、有識者との意見交換や UN		
Women との対話など、多様な関係者の意見を聴取し、その意見を反映。行動計画の		
実施に当たっても、これら関係者との対話と協力を引き続き重視。		
(4)計画の実施を測定するため、本行動計画においては実施状況をフォローアップ		
するために参考となる指標を可能な限り導入。計画策定後、これらの参考指標も踏		
まえ実施状況のモニタリングを随時行い, 3年後を目途に計画の見直しを行う。		

骨子案	意見	備考
4. 行動計画の目標と構成		
(1) 基本的な考え方		
① 現在起こっている又は将来起こり得る紛争について,安保理決議1325及びその他		
決議等による安保理の要請を人的・知的貢献や ODA 実施を通じて実現することを目		
標とする。		
② 「人間の安全保障」が果たし得る役割の大きさに着目。日本はこの概念を国際協		
力の基本理念として掲げ、ODAや平和構築等の協力を通じてその実現に努めてきた。		
人間の安全保障は、多様な脅威から人々を保護し、その能力を強化することに焦点		
を当てた人間中心の安全保障概念。人間の安全保障の特徴は、個人の脅威からの保		
護だけではなく、個人の能力強化を進めることで自立を促し潜在能力を開花させ、		
それぞれの個人が自ら行動する力を養うことを重視していること。紛争に関するあ		
らゆる段階での女性の参画を求める決議 1325 の要請は、まさしく人間の安全保障		
の考え方と軌を一にしている。		

骨子案	意見	備考
(2) 紛争と自然災害 ① 本行動計画では、紛争のみならず自然災害についても取り上げている。災害対処 の現場は、女性が脆弱な立場に置かれれば容易に人権侵害の対象となるという意味 で、紛争下の女性をめぐる問題と共通する課題が数多く存在する。日本は災害対処		
における女性及び女児への配慮について先進的な取組を数多く有しており、それら を紹介することを通じて各国がこの分野での取組を強化する上での有益な参考事 例を提供することを意図するもの。		
② 世界では毎年2億人が被災し、その経済的損失は1000億ドル以上になるとも言われる。 日本は、2011年の東日本大震災を始めとする大規模自然災害を数多く体験。日本は、数々の自然災害を乗り越えてきた経験を基に、男女共同参画の視点を防災・復興のあらゆる段階に取り入れるべく、取組を強化しているところ		
③ 国際的な文脈においても、2012 年3月には国連婦人の地位委員会(CSW)において「自然災害とジェンダー」に関する決議案の主提案国としてそのコンセンサス採択に尽力。また、2012 年7月に世界防災閣僚会議 in 東北を開催し、日本自ら防災分野で積極的な対外支援を行うことを表明。さらに、2015 年3月には第3回国連防災世界会議を仙台市で開催し、兵庫行動枠組の後継枠組を策定し、国際協力における防災の主流化にも貢献する予定。		

骨子案	意見	備考
(3) 構成		
① 行動計画の構成については、参加・参画、防止、保護、復旧・復興の4本柱に沿		・難民問題への対処に係
って整理。具体的には、紛争予防・平和構築・復興等のプロセスへの女性の参加は、		る取組を要検討。
根幹となる柱であり、まずこれに触れる。その際、参加・参画は、防止、保護、復		
旧・復興の全ての分野にかかわることから、それぞれの分野ごとに取組を整理する。		

次に、紛争及び災害に関連して、紛争及び女性への暴力を含む人権侵害の防止、紛争や災害の発生後の緊急支援の段階における暴力を含む人権侵害を受けた女性及び女児の保護、復旧・復興における女性の参画及びエンパワーメントの3つの柱についての取組を挙げる。	
② また、それぞれの柱においては、対外的な取組のみならず、日本国内における措置及び努力を取り上げる。	・行動計画と男女共同参画基本計画とのしきりに留意。 ・計画で取り扱うべき事項の範囲については、全体のバランス等を勘案しながら慎重に検討。

1. 参加・参画

骨子案		備考
(1) 防止	心	V⊞ ⁷ →
(1)		
の視点を強化		

った問題は発生しない。紛争下における女性の権利侵害を防止するとともに、紛争そ		
のものを防止する努力も必要な所以。そのため、日本がこれまでも重点的に取り組ん		
できた平和構築,中でも紛争予防・再発防止の分野において,ジェンダーに関する情		
報収集を徹底し、これを適切に事業形成、実施及び評価に反映させる。		
【行動①】「平和の構築」を重点課題に掲げる ODA 大綱に基づき、紛争を予防し、再発		
を防ぐための支援を引き続き積極的に行う。紛争影響地域での ODA 事業実施に当たっ		
ては,「平和構築アセスメント (Peacebuilding Needs and Impact Assessment : PNA)」		
を実施し、ジェンダー視点も踏まえた地域の現状及び紛争要因を分析し、紛争予防及		
び平和促進に必要な配慮(ジェンダー視点を含む)を案件の計画策定から評価までの		
事業運営管理に組み込む。		
《指標》 紛争影響地域における JICA を通じた ODA 事業の実施に際しジェンダーの視し		
点を含む PNA を行ったプロジェクト数及び全体に占める割合。		
【 行動② 】和平プロセスの意思決定に男女が平等に参画できるよう,男女の平等な政		
11900 和平プロピスの息芯伏足に男女が平寺に参画できるより、男女の平寺な政 治参加の促進,男女双方を対象とした平和教育の実施及び紛争後の社会再建において,		
行参加の促進, 男女然力を対象とした平和教育の実施及り物事後の社会円達において, ジェンダーに平等な法律や制度の構築を支援し, 社会への平等な参画の促進を通じて,		
安全かつ恒久的に平和な社会が実現されるよう支援する。		
SIN PENEDE THIS LIAN ADICAVOS A AMAINS		

【行動③】国連平和構築委員会 (PBC) の教訓作業部会議長として,ジェンダーをテーマの一つとして取り上げ,PBC 対象国における平和構築分野の女性の役割強化の進展のばらつき解消に向けた必要な勧告を行い,PBC 全体としての議論活性化を促す。平和構築基金 (PBF) における主要ドナー国として,女性関連プロジェクトへの同基金の拠出目標 15%を達成するため平和構築活動における女性の参画のための支援実施を促す。

《指標》平和構築基金における女性関連プロジェクトへの拠出割合。

(2) 保護

国連PKO等の国際機関の活動及び自然災害後の人命救助活動等に女性を積極的に活用

多くの場合、紛争や災害の現場における女性の特別なニーズへの対応者としては女性が最も望ましい。日本は、これまでも現場における女性への配慮や女性の特別なニーズへのきめ細やかな対応を積極的に行ってきており、国連 PKO に女性自衛官を派遣し、東日本大震災後の救助活動においても女性自衛官が活躍。2011年3月には個人派遣の軍事要員として、初めて女性の自衛官を国連 PKO ミッションへ派遣。また、国連 PKO 要員への女性の派遣のニーズはますます高まっており、日本政府は2013年7月に初めて女性の司令部要員を国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に派遣。引き続き現場での女性の活躍を推進していく。

文民要員についても、国際機関等における日本人職員の増強のための JPO 派遣制度 などを通じて日本人女性の国際機関、国連ミッション等における活躍を後押ししていく。

【行動①】国連 PKO 等のミッションへの要員派遣に当たっては、業務の性質や要員の能力等を総合的に判断し、我が国の要員が、当該ミッションの求める厳しい基準を満たし、かつ、その能力を十分に発揮できるよう適材適所の要員選考に努め、当該ミッションに対し効果的な協力を行うべく今後も積極的に女性要員を派遣する。さらに、我が国の国連 PKO 及び人道支援・災害救援活動等における女性隊員の活動やその重要性

に関する情報発信を強化する。

《指標》国連 PKO 等のミッションへの女性要員派遣数。

【行動②】女性の保護等を担う国際機関や国連ミッション等のポストを含め、国際機関職員を目指す日本人女性の支援に向けた業務を引き続き行っていくとともに、国連等国際機関幹部への日本人、特に日本人女性の登用を促進するための努力を引き続き行っていく。

《指標》国際機関等に就職した日本人女性数。

(3) 復旧・復興

復旧・復興において女性の意思決定への参加を推進

紛争や自然災害後一定の時間が経過し復旧や復興が本格化する段階では、崩壊したコミュニティを再建する過程でジェンダーの視点が確実に反映されるよう条件を整える必要あり。これは社会の中において女性が歴史的に置かれてきた社会的地位にも深く関わる問題であり、容易ではないが、まず何よりも重要なのは、女性の意思決定への参加を推進するための前提条件を整えるため、民主化支援や選挙支援などを通じて、責任ある形での女性の意思決定への参加を日本として後押しすること。女性の意思決定への参加の推進は、コミュニティの安定的かつ持続可能な発展を可能とし、ひいては長期にわたる平和の定着に大きく貢献。また、これは、個人が自らのため、また社会のために行動する能力の強化を重視する人間の安全保障の観点からも重要。

日本自身も、東日本大震災からの復興に際しては男女共同参画の視点を踏まえた復旧・復興の取組を促進。

【行動①】開発途上国の民主化の取組への支援を重視する ODA 大綱及び 1996 年のリョン・サミットにおいて発表した「民主的発展のためのパートナーシップ」に基づき、選挙支援、行政支援、法・司法制度支援、メディア支援、女性の平等のための支援等を始めとする各種支援を着実に行っていく。

具体的には、インドネシアが主導する「バリ民主主義フォーラム」への積極的な政治的支援を通じ、インドネシアのみならず地域の民主化を促進するための努力を継続する。

また、中東・北アフリカ地域の歴史的変革は、公正な政治参加を促進するためのまたとない機会であることを認識し、公正な政治・行政運営の確立を支援するため、チュニジアやエジプト等において選挙支援を行う。

《指標》日本が行った民主化支援の件数。中東・北アフリカ地域の国等に対して行った選挙支援プロジェクトの件数及び派遣された選挙監視員の人数。

【行動②】国際会議等の場を通じ、和平交渉、復旧・復興などあらゆる場及びプロセスにおける女性の参画の重要性を日本政府として強調する。

【行動③】国内においては、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の周知を図ることにより、地方公共団体における男女共同参画の視点からの復旧・復興に係る取組の強化を促進する。また、こうした日本の東日本大震災の経験と知見の国際社会との共有を進める。

2. 防止

骨子案	意見	備考
(1) PKO 等の要員への教育・訓練を強化 紛争下や紛争後における女性への暴力などの人権侵害は、まず何よりもその発生を 防止することが重要。近年、国連 PKO 等の平和支援活動に従事する要員自身が加害者 となる事態があることが問題視されており、防止のための重要な方策として、派遣さ れる要員への教育・訓練を徹底させて規律の維持を図る必要あり。日本は、国際平和 協力隊員として国連 PKO 等へ派遣される全ての要員に対してジェンダーや性的暴力等 に関する教育を徹底する。また、自国の要員の訓練にとどまらず、各国の PKO 要員等 の訓練(PKO 訓練センター支援含む)における女性及び女児への暴力防止やジェンダー に関する訓練の強化に貢献する。		
【行動①】国際平和協力隊員として国連等へ派遣される全ての要員に対しジェンダー及び性的搾取に関する教育を行っており、今後も国際的な訓練動向を反映しつつ同派遣前教育を充実・徹底するとともに、視聴覚教材を用いる等、教育効果の向上にも努めていく。 《指標》派遣前教育におけるジェンダー及び性的搾取に関する教育の受講者数。		
【行動②】国連 PKO 要員等の人材育成のための平素からの取組として,防衛省・自衛隊の学校教育機関等(統合幕僚学校国際平和協力センターや陸上自衛隊国際活動教育隊)において,派遣要員となり得る自衛隊員に対し,国連 PKO 局が推奨する派遣前教材 (Core Pre-deployment Training Materials) を参考に、ジェンダーや性的暴力等にかかる教育を実施しており、今後更に推進していく。 《指標》防衛省・自衛隊の学校教育機関等(統合幕僚学校国際平和協力センターや陸上自衛隊国際活動教育隊)において実施するジェンダーや性的暴力に関する教育の受講者数。		

【行動③】アフリカやアジア諸国のPKO 訓練センターに対する資金拠出や,自衛官,文民専門家等の講師の派遣を通じた支援を今後も積極的に行う中で,ジェンダーや性的暴力等に関する各国要員の規律の強化に貢献する。特に,日・UNDPパートナーシップ基金を通じたマレーシア平和維持訓練センター(MPC)に対する資金協力を継続する。同じくMPCに対し、ジェンダー問題の専門家の講師派遣やジェンダー・セミナーの開催などジェンダーの視点を一層強化した訓練プログラム支援を実施する。

《指標》ジェンダー・性的暴力等関連講師の PKO 訓練センターへの派遣数, アジアやアフリカの PKO 訓練センターへの資金拠出額。

(2) 国内外での防災対策を強化しジェンダーの視点を導入

自然災害による被災者が年間2億人にのぼるなど、自然災害は人間の安全保障を脅かし、持続可能な開発を困難にする。また、災害下においては女性や子どもが脆弱な立場に置かれる場合もあるという点において災害と紛争と共通項を有する。災害に強靱な社会を建設し災害による被害を最小限に抑えることは、日本の ODA の基本理念である人間の安全保障を実現する上でも極めて重要であり、日本政府はジェンダーにも配慮した「防災の主流化」を進めていく。

日本は、東日本大震災を始めとして数多くの大規模災害を経験しそれを乗り越えてきた歴史を有しており、それを踏まえた日本の政策や取組の共有は国際社会全体にとっても有益なものとなる。日本は、国内及び地方の防災体制を整備・強化するとともに、男女共同参画の視点を踏まえ防災体制を整備していく。

【行動①】コミュニティにおける防災の支援において、人間の安全保障の観点から、女性や、貧困層、高齢者、病人やけが人、子ども、障がい者等の社会的弱者に配慮した協力を行う。特に、発災時はジェンダー格差が顕在化することから、防災協力の段階から、ジェンダー格差を抑えるべく様々な機会への女性の平等なアクセスを確保する。また女性は災害時のコミュニティ活動の重要な担い手であることを踏まえ、防災対策の検討に当たっては、女性の視点が適切に反映されるように取り組み、発災時の

コミュニティの回復力を強化し、災害に対する社会の脆弱性を減少させるよう支援する。

《指標》防災セクターにおけるジェンダー関連支援額。

【行動②】2012年3月の第56回国連婦人の地位委員会において日本が提出した、初めて自然災害とジェンダーに焦点を当てた決議案である「自然災害とジェンダー」決議の実施を確実にするため、また、防災に関する取組にジェンダーの視点が取り入れられることの重要性を継続的に喚起するために、第58回国連婦人の地位委員会においてフォローアップを目的とする決議案を提出する。

【行動③】国内において、日本政府は、東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策の充実・強化について議論を重ね、二度の災害対策基本法の改正等を行ってきた。これらの成果を踏まえ、今後の発生が想定される南海トラフ巨大地震や首都直下地震への対策を含めた将来の大規模な災害に備え、国・地方を通じた総合的な防災行政を推進する第3次男女共同参画基本計画にのっとり、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。このため、平成27年までに、女性委員のいない都道府県防災会議の数をゼロにする。また、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月内閣府男女共同参画局)の周知を図ることにより、地方公共団体における男女共同参画の視点からの防災体制の整備を促進する。

3. 保護

骨子案	意見	備考
(1) 暴力など人権侵害を受けた女性及び女児の保護及び女性及び女児の特別なニー		
ズへの対応を強化		
紛争や自然災害直後は、住む場所や生活手段を奪われ暴力などにより心身に深い傷		
を負った女性や人々に対し、衣食住や基礎医療など最低限のサービスを迅速に提供し、		
暴力や差別など様々な脅威から女性を保護することが必要。また、こうした支援の実		
施において、女性の特別なニーズへの配慮をきめ細やかに行うことが重要。日本は、		
紛争や自然災害後の緊急人道支援などにおいて,人間の安全保障の観点から,女性の		
暴力からの保護を重視し、女性の特別なニーズに配慮するプロジェクトに積極的に協		
力する。		
【行動①】紛争や災害後の緊急人道支援の実施においては,女性及び女児等の特別な		
ニーズに配慮し、支援への男女の平等なアクセスを確保するよう最大限努力するとと		
もに、性やジェンダーに基づく暴力を含む人権侵害を受けた女性及び女児の保護を重		
視する。また,女性が再度被害者にならないよう,性やジェンダーに基づく暴力の防		
止のための啓発活動や被害者の救済体制の整備を促進するとともに、紛争後の移行期		
にある国・地域において女性に対する暴力への対応支援を行う。		
国内においては、男女の人権を尊重して、災害時における避難生活の安全・安心を		
確保するため,「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を周知し,女性に		
対する暴力の予防及び被害者の保護を図る。		
《指標》日本が国際機関等経由で拠出した人道支援プロジェクトのうち,女性・女児		
の保護及びそのニーズへの対応を強化するためのプロジェクトの数及び割合。		
【行動②】自然災害時の国際緊急援助隊派遣に当たって,女性及び女児が適切な支援		
等を受けられるよう、主に医療チームの派遣に際しては女性や妊婦用の診察場所の確		
保などの配慮を行う。また、隊員候補者の研修において、女性への配慮に関する講義		

を行い、理解促進を図る

《指標》国際緊急援助隊員候補者に対し、ジェンダーに関する研修・講義の回数及び その受講人数。

国際緊急援助隊派遣に当たって女性への特別な配慮を行った回数及び割合。

【行動③】女性及び女児への脅威となり得る不法な小型武器に対する国際的な規制の強化を目指す。第2回国連小型武器行動計画履行検討会議の成果を踏まえ、同計画の履行促進に協力し、引き続き小型武器決議案の国連総会提出を関心国と共に実施していく。移転された武器の使用により、女性及び女児の人権が侵害されたり、女性及び女児を含む文民を保護する国際人道法に違反したりすることがないように定め、国際ルールの実効性を高める。特に、2013年4月に採択された武器貿易条約の原共同提案国として早期発効を目指して、各国に対して働きかけを行っていく。

(2) 不処罰の終焉にコミットし女性及び女児が国際基準に沿った法及び制度によって適切に保護されることを確保

昨今,紛争下における女性への暴力は時として軍事戦略の一貫として行われ,そして加害者の処罰が徹底されない不処罰の文化がこうした女性への暴力を助長。日本は,性的暴力の不処罰の終焉に政治的に強くコミットし,その実行のため各国に対する警察支援,刑法等の法整備支援,女性及び女児への司法へのアクセス強化や,国際刑事裁判制度の整備等により,処罰化を推進し,女性及び女児を適切に保護するための支援を行う。

【行動①】国連総会や人権理事会における不処罰への対応を含む、女性に対する暴力撤廃決議及び安保理における関連決議への支持、2013年4月のG8「紛争下の性的暴力防止に関する閣僚宣言」策定、2013年9月の国連総会時の関連イベントへの外務大臣の参加等を通じ、性的暴力の不処罰の終焉に政治的にコミットしてきており、今後もコミットしていく。

【行動②】性的暴力を含む最も重大な犯罪の不処罰の撲滅のため、当該犯罪の処罰及び予防を目的として設立された国際刑事裁判所(ICC)の活動を一貫して支持し、知的・人的・財政的貢献を行ってきている。引き続き、国連事務総長のSay NO-UniTE to End Violence against Women キャンペーンや UN Women による COMMIT イニシアティブなど、国際場裡における関連活動に積極的に参加し、支持していくとともに、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所(含:専門家チーム(ToE)), UN Women(含:「女性に対する暴力撤廃のための国連信託基金」), UN Action against Sexual Violence in Conflict、ICC 被害者信託基金等の関連国際機関の活動を支える人的・財政的貢献についても積極的に検討していく。

《指標》関連国際機関、基金等への知的・人的・財政的貢献。

【行動③】女性や社会的弱者などの人権が保障される公平で健全な市民社会の発展の基盤造りのため、女性の人権に関する意識向上のための情報普及、女性に対する暴力防止・対策に資する法律や制度の整備・司法へのアクセス改善への支援、刑事司法・警察支援等を行う。

《指標》日本が提供する法整備等に関する研修を受講した人数。

(3) 女性の保護及び女性の特別なニーズへの対応のための人材育成を強化

紛争後に展開する国連 PKO やその他の国連ミッションの要員は、性的暴力などの人権侵害を受けた女性を保護し、女性の特別なニーズへの適切な対応を行うための訓練を受け知識を備えていることが必要。日本は、女性の保護や特別なニーズへの対応に関する専門知識を有する人材 (PKO 要員、教官、文民専門家等) を育成するための努力を継続・強化する。

【行動①】日本政府は、平和構築分野で活躍できる日本人及びその他のアジア人の文 民専門家を育成しているほか、アジア・大洋州地域の PKO 幹部要員候補の訓練を実施 してきており、今後もジェンダーや紛争関連の性的暴力防止についてカリキュラムに 取り入れる等、女性の保護等について専門知識を有する人材を育成していく。

《指標》日本政府が提供したジェンダーや女性の保護関連の講義・訓練の受講者数。

【行動②】国連 PKO 局等が主催する訓練課程等への日本人の参加を通じて、女性の保護等の分野の教官の育成を推進する。

《指標》ジェンダーや女性の保護等に関連する訓練課程への日本人参加数。

【行動③】アジアやアフリカの PKO 要員や教官等の能力向上に向け、PKO 訓練センターへの資金拠出、講師の派遣等を通じた支援を今後も行う中で、女性及び女児の保護や特別なニーズへの対応に関する専門知識を有するアジア・アフリカの人材育成に寄与していく。

《指標》ジェンダー・性的暴力等関連講師の PKO 訓練センターへの派遣数, アジアやアフリカの PKO センターへの資金拠出額。

4. 復旧・復興

骨子案	意見	備考
(1) 復旧・復興を通じて女性の特別なニーズに対処し、女性の雇用創出とエンパワ		
ーメントを推進		
平和や復興の配当を受けることができるよう配慮する必要あり。さらに、女性は紛争		
等によって働き手を失った家族の生計を支える立場に置かれることも多く、女性の職		
業訓練や雇用創出はコミュニティにおける経済活動の復興のためにも極めて重要。日		
本は、紛争後の復興支援や自然災害後の復旧・復興活動においてジェンダーの視点を		
一貫して導入し、女性の雇用を創出し、女性のエンパワーメントと社会進出を推進す		
る。		
【 行動① 】あらゆる紛争や災害後の復旧・復興プロジェクトの策定,実施においてジ		
ェンダーの視点を導入し、案件形成・実施・モニタリング・評価に至る一連のプロセ		
スを通じてジェンダー主流化を図り、難民・国内避難民に対する支援や、紛争後の引		
揚げ・再定住・社会復帰への継ぎ目のない支援を進める。その際、女性の特別なニー		
ズを考慮し、女性の安全確保、女性の能力向上や経済的自立に取り組む。		
《指標》ジェンダーに配慮した紛争及び災害後の復旧・復興プロジェクトの数。		
(160年) フェンク (こ品感じた物子及び外音及の反音 (25年) マエクー (25歳)		
 (2)母子保健や教育といった女性及び児童のニーズが特に高い分野への支援を強化		
紛争や災害によって破壊された社会サービスの復旧は、復旧・復興支援において極		
めて重要。その中でも、母子保健や教育などの基礎社会サービスの復旧の必要性は論		
を俟たない。日本は、母子保健や教育といった基礎社会サービスへの支援を強化する。		
でK/C/3 v 。 H/ヤv3,以 J M 使 V X F C v · フ/C 坐映 L 云 y · C / N · V / X I		
 【行動①】人間の安全保障に直結する保健課題の解決を目指し、国際保健外交戦略を		
策定したところ。同戦略では、社会的・経済的理由により医療へのアクセスが限定さ		
水にしにここつ。 四秋時(は、江云印・座角印生中により医療・2017) とろが収定さ		

れがちな女性・子どもを含む全ての人が、負担可能な費用で基礎的医療サービスを享受することを可能にするユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進を掲げ、世界の人々の健康に向けた取組を強化する。また、2010年のMDGs 国連首脳会合の際に、母子保健に焦点を当て、2011年から5年間で50億ドルの資金コミットメントを含む国際保健政策2011-2015を発表しており、同コミットメントを着実に実施していく。保健分野については、妊産婦の健康改善、保健医療サービスへのアクセス格差やHIV/エイズを含む性感染症に対する女性の脆弱性等、ジェンダーに起因する健康面の格差の解消、また、ライフサイクルを通じた女性固有の健康上のニーズへの対応や、リプロダクティブ・ヘルス(生殖に関する健康)への支援を積極的に実施していく。

《指標》コミットメント実施状況。

【行動②】教育分野において、万人のための教育(EFA: Education for All)及び教育関連MDGsの達成に寄与し、平和と安全のための教育も重点分野とした、2011年からの5年間で35億ドルの資金コミットメントを含む教育協力政策2011-2015を発表。同コミットメントを着実に実施していく。紛争や災害後の国の平和構築に資する支援として、復旧段階における教育環境の整備、職業訓練、識字教育支援、教師能力強化支援等、教育機会への平等なアクセスの確保および識字率、就学率(特に初等・中等教育)、修了率等におけるジェンダー格差の解消のための支援を実施していく。

《指標》コミットメント実施状況。